

議員提出議案第 号

世田谷区議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

令和7年3月 日

提出者 世田谷区議会議員

世田谷区議会議長

おぎの けんじ 様

（説明） 区の組織改正に伴い、常任委員会の所管を変更する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区議会委員会条例の一部を改正する条例

世田谷区議会委員会条例（昭和40年4月世田谷区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号及び第4号中「、拠点整備担当課」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

世田谷区議会委員会条例の一部改正について

1. 件 名 世田谷区議会委員会条例の一部を改正する条例

2. 改正理由 区の組織改正に伴い、委員会の所管を変更する。

3. 新旧対照表

新	旧
(常任委員の所属並びに常任委員会の名称及び所管)	(常任委員の所属並びに常任委員会の名称及び所管)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 (略)	2 (略)
(1) (略)	(1) (略)
(2) 区民生活委員会 総合支所(保健福祉センター、街づくり課及び駅周辺整備担当課を除く。)、生活文化政策部、地域行政部、スポーツ推進部、環境政策部、経済産業部及び清掃・リサイクル部に関する事項	(2) 区民生活委員会 総合支所(保健福祉センター、街づくり課、 <u>拠点整備担当課</u> 及び駅周辺整備担当課を除く。)、生活文化政策部、地域行政部、スポーツ推進部、環境政策部、経済産業部及び清掃・リサイクル部に関する事項
(3) (略)	(3) (略)
(4) 都市整備委員会 総合支所(街づくり課及び駅周辺整備担当課に限る。)、都市整備政策部、道路・交通計画部及び土木部に関する事項	(4) 都市整備委員会 総合支所(街づくり課、 <u>拠点整備担当課</u> 及び駅周辺整備担当課に限る。)、都市整備政策部、道路・交通計画部及び土木部に関する事項
(5) (略)	(5) (略)
<u>附 則</u> <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u>	